

利南運動公園内スポーツ施設ネーミングライツスポンサー募集要項

「沼田市スポーツ施設ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、利南運動公園内の野球場及びテニスコート（以下「施設」という。）におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

1 対象施設

- (1) 名 称 利南運動公園内野球場及びテニスコート
条例上の名称は「利南運動公園野球場」及び「利南運動公園テニスコート」
- (2) 所在地 沼田市沼須町407番地
- (3) 設置年月 令和2年4月
- (4) 施設概要 ○野球場（使用期間：原則4月から11月）
鉄筋コンクリート造2階一部3階建
グラウンド（両翼100m、中堅122m、天然芝）
観客席（内野席810席）、スコアボード、磁気反転式電光掲示板
バックスクリーン、ナイター照明なし
- テニスコート（使用期間：通年）
テニスコート4面×2カ所（砂入り人工芝）
ナイター照明（レクリエーション照度）12基

2 希望条件

- (1) ネーミングライツ料
年額75万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約期間
令和7年4月1日から5年間以上

(3) 命名条件

ア 施設の愛称の一部に「ぬまた」又は「沼田」を入れ、愛称だけで「野球場」及び「テニスコート」であることが分かること。

イ 施設のイメージを損なうことなく、市民及び利用者から親しまれるような愛称とすること。

(4) 留意事項

希望条件を満たさない場合でも応募は可能です。

3 応募資格等

(1) 応募資格

沼田市スポーツ施設ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「4 募集条件（3）」に準じます。

(2) ネーミングライツにおける広告の範囲

ガイドライン「4 募集条件（4）」に準じます。

愛称の表示は、施設の敷地内外の看板・標識、市が発行する印刷物及びホームページを原則とし、愛称看板の数、位置及び大きさは、市との協議により決定します。その他の表示希望についても協議の上で決定します。

(3) 愛称使用に伴う費用負担

ガイドライン「4 募集条件（5）」に準じます。

愛称の看板・標識の設置は、愛称使用開始時期を目途としてネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）が施工するものとし、それに要する費用及び原状回復に要する費用はスポンサーの負担とします。

なお、市が発行する印刷物及びホームページの表示変更は、市の負担とします。

(4) 契約終了に伴う愛称看板・標識の撤去

愛称看板・標識の撤去について、スポンサーは契約期間の最終月内までに行うものとします。

ただし、契約更新により愛称看板・標識の表示を継続する場合は、この限りではありません。

4 提出書類及び応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書（別記様式第1号）	1部
2	担当者届（別記様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	1部
4	会社概要、事業概要等の分かるもの	1部
5	直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告又は白色申告）	1部
6	国税及び地方税を滞納していないことを証明する書面 【国税（納税証明書その3）、県税（納税証明書）、市税（完納証明書）】	各1部
7	印鑑証明書	1部
8	市内における地域貢献活動の実績が分かるもの ※実績がある場合のみ	1部
9	市内及び県内の業務拠点及びその数が分かるもの ※業務拠点がある場合のみ	1部

(2) 応募方法

提出書類一式を(3)の受付期間及び時間内に「12 担当」に記載の連絡先に直接提出してください。

(3) 受付期間及び時間

期間：令和6年12月2日（月）から令和6年12月27日（金）正午まで

時間：期間中の平日午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 留意事項

ア 申込書等の提出後の再提出及び差し替えはできません。

イ 提出された書類は、返却いたしません。

ウ 申込書等の作成及び提出に係る全ての費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類は、沼田市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき開示されることがあります。

5 募集要項等に対する質問

応募資格のあるものに対し、募集要項等に対する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和6年12月9日(月)から令和6年12月16日(月)まで

(2) 質問方法

質問事項を質問書(別記様式第3号)に記入の上、「12 担当」に記載のメールアドレスに送付してください。

(3) 質問に対する回答

令和6年12月23日(月)までに市ホームページで回答します。

6 スポンサーの選定方法

ガイドライン「6 選定方法(2)」に準じます。

提出書類を基に、応募された愛称案、ネーミングライツ料、契約期間、経営の安定性、地域貢献などの項目を選定委員会で総合的に審査し、選定します。

7 選定結果の通知

選定委員会での審査後、全ての応募者に審査結果をネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書(別記様式第4号)により通知します。

8 契約の締結

選定委員会による選定後、市は優先交渉権者と詳細な部分の協議を行い、合意に至った時点で協定書を締結し、愛称看板作製等の準備期間を経て、契約を締結します。

なお、ガイドライン「6 選定方法(3)」に準じて、契約内容をホームページで公表します。

9 ネーミングライツ料の納付

スポンサーは、契約締結後、市から送付される請求書を受領した日から起算して30日以内にネーミングライツ料を市に支払うものとします。

1 0 スポンサーメリット

- (1) 市が発行する印刷物及びホームページで愛称を使用します。
- (2) 公園内に2枚まで、無料（沼田市都市公園条例（昭和53年条例第38号）第15条で定める土地占用に係る使用料を免除）により、愛称看板・標識を設置することができます。
- (3) 施設で行われるスポーツ大会等で主催者に愛称の使用を促します。
- (4) 野球場及びテニスコートを契約期間内の年度単位につき1回（1日）無料で使用することができます。
- (5) 契約更新の際は、優先交渉権を付与します。

1 1 その他留意事項

- (1) 契約期間内での愛称変更はできません。
- (2) 愛称決定後も今後条例で定める野球場及びテニスコートの名称を併記させていただく場合があります。
- (3) 条例で定める施設名称の変更は行いません。
- (4) 市は、施設内において、別途、広告の募集を行う場合があります。この場合、広告の内容は、広告事業者の名称、事業名又は商品名の表示までとし、施設入場者に向けて設置するものとします。

1 2 担当

沼田市教育部スポーツ振興課スポーツ振興係

〒378-8501 沼田市下之町888番地（テラス沼田3階）

電話：0278-23-2111（代表）

ファクス：0278-23-1401

エル

メールアドレス：sports@city.numata.lg.jp